

事件番号 平成28年(ワ)第1181号

事件名 マイナンバー(個人番号)利用差止等請求事件

原告 宮崎俊郎 外200名

被告 国

意見陳述要旨

2016年6月23日

横浜地方裁判所 第4民事部合議B係 御中

原告 宮崎俊郎

(原告番号1)

1. 私は横浜市在住の一市民として今回のマイナンバー(個人番号)違憲
神奈川訴訟の原告となりました。それはこの制度が私たち市民の漠然とし
た不安を掻き立て、憲法第13条に保障するプライバシー権を侵害するも
のであるという観点からに他なりません。201名という大勢の原告が提
訴したということは市民の不安の大きさを象徴していると考えます。

2. 私がこの陳述書で最も主張したい点は、共通番号(マイナンバー)制
度がなぜ私たち市民の不安を掻き立てるシステムなのか、ということです。
私たちの不安の根源には、この制度の未来が明らかにされていないまま、
拡張されようとしている方向性が存在しています。昨年9月にはまだ制度
の運用が開始されていないにもかかわらず、特定健診データ、金融機関口
座への紐付けが国会で番号法改「正」として成立しました。そして政府の
IT戦略本部が出した「マイナンバー制度利活用推進ロードマップ」には
個人番号カードの保険証、運転免許証との一体化や2020年の東京オリ
ンピックにおける個人番号カードの入場規制への利用まで掲げられてい

ます。2013年5月に成立した番号法は確かに税と社会保障と災害対策の3領域での利用に限定されていました。ところがその後の検討過程においては利用対象領域を限定していません。

3. これでは共通番号（マイナンバー）をキーコードとしてありとあらゆるデータが紐付される恐怖を私たち市民が抱いても不思議ではありません。これまで住基ネットのデータを警察が利用することはできませんでした。しかし共通番号（マイナンバー）制度では番号法第19条12号により犯罪捜査という名目であれば利用が可能となっています。

4. アメリカの元NSA（国家安全保障局）職員だったエドワード・スノーデンは世界の国家元首から自国の市民までNSAが幅広く違法盗聴を行っていたことを暴露しました。この事実は法律に規定されているから安全だ、具体的な危険が生じているとは言えないという政府答弁の虚妄を裏付けるものでした。国家権力とは市民を監視するツールを得れば、仮にそれが現行法に抵触していても市民監視を増殖させていくものであることはスノーデンに寄らずとも歴史が証明しているでしょう。

5. だからこそ、共通番号（マイナンバー）を単なるインフラとして捉えるのではなく、その利用に厳密な限定が必要なのです。オールマイティな領域に紐付けられる番号は私たちの知らないところでその対象範囲を無限に増殖させ、私の情報をコントロール不可能なものに変えていきます。いま進行しつつある共通番号（マイナンバー）制度はまさに無限定な制度になっており、私たち市民の不安の根源もそこに起因しているのです。

6. 「マイナンバー」という名前は和訳すれば「私の番号」です。「私の番号」であれば私の承認が必要だし、私がコントロールできなければならぬでしょう。しかし「マイナンバー」は嫌でも逃れることができない、生涯不変の強制番号です。それは「ナショナルナンバー」という正しい名称に変更すべきではないでしょうか。

7. 今から14年前、2002年8月2日、横浜市中田市長は突如住基ネットに対して安全性の確認ができないため、不参加の希望を認める「横浜方式」を発表しました。そしてわずか1か月の間に350万人の横浜市民のうちなんと84万人、4人に1人が不参加を選択しました。ところが中田市長は住基ネットの安全性が確認できたと2006年5月に84万人の不参加市民を強制的に参加させてしまいました。この手法は大変中途半端なもので決して私たちの満足のいくものではありませんでしたが、納得のいかない不安な制度に対しては「NO」と言える機会を保障した点では画期的な体験でした。

8. マイナンバーであれば、このように「私の番号ではない」としてマイナンバーを利用しない道を選択できて当然ではないでしょうか。「全員参加でない」と公正性が保てない」という反論が聞こえてきそうですが、税の問題一つとっても共通番号によって厳密化されるのはサラリーマンの扶養控除のようなレベルであり、昨今明らかにされたパナマ文書に見られる金持ちの税逃れをそのままにして何をか言わんやでしょう。公平化の要は番号の問題ではなく、制度の問題です。

9. 最高裁判決では「自己情報コントロール権」でさえ、憲法に保障されているとは言えないということを答弁書で金科玉条のごとくにふりかざし、原告の主張を退けようとする被告国側の姿勢には呆れるほかありません。私たちは現代におけるコンピュータネットワークの持っている問題性が複雑化してきていることを知っています。漏洩、成りすまし、サイバー攻撃など現代においては毎日のように事件は生起しています。これまで事件が起きてないから大丈夫だという解釈には何の正当性もありません。共通番号（マイナンバー）制度のような大規模システムから一度でも大規模にデータが漏洩・流出すれば取り返しのつかない事態を招きます。

10. 共通番号（マイナンバー）制度の根幹は、データマッチングを目的

とした情報連携です。地方自治体も含めて来年2017年7月から運用予定ですが、自治体は情報連携を行うために必要な税や社会保障に関する最新の住民情報を中間サーバーに保管していかなければなりません。その中間サーバーを通して情報連携は行われますが、なんとこの中間サーバーは日本の中に東と西の2か所しかなく、相互にバックアップしているため実質的には1か所に集中していると言えます。政府はこの制度は分散型システムだと宣伝していますが、この情報連携のシステムはまさに一極集中システムの典型であり、万が一サイバー攻撃等でデータ流出が発生すれば共通番号（マイナンバー）をふられた全市民のデータが流出する危険性があります。

11. 私はこのように危険な共通番号（マイナンバー）制度に参加しない、大規模ネットワークに参加しない権利が憲法第13条におけるプライバシー権の一種であると捉えることが現代的な解釈だと考えています。ぜひとも現代における最先端の状況を踏まえた議論をこの司法の場において展開していただきたい。こうした権利を保障していない共通番号（マイナンバー）制度は違憲であることを私は確信していることを表明して意見陳述を終わります。

以上